

平成28年度第2回（第219回）仙台市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時 平成29年1月18日(水) 13:30～14:46

場 所 仙台市役所本庁舎2階 第二委員会室

会議次第

1 開会

2 議事

(1) 協議事項

- ① 平成28年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について 【資料1】
- ② 平成29年度仙台市国民健康保険事業運営計画（案）について 【資料2】
- ③ 平成29年度仙台市国民健康保険事業特別会計予算（案）について 【資料3】
- ④ 仙台市国民健康保険条例の一部改正（案）について 【資料4】
平成29年度における国民健康保険制度の主な改正（案）について 【資料5】

(2) 報告事項

- ① 国民健康保険の都道府県単位化について 【資料6】

(3) その他

出席委員（22人）

- 大内委員、高谷委員、沼田委員、武川委員、小野寺委員、佐藤委員、長谷川委員
- 永井委員、青沼委員、清水委員、駒形委員、柴崎委員、北村委員、高橋(将)委員
- 柿沼委員(会長)、小山委員(副会長)、鎌田委員、木村委員、高橋(次)委員、渡辺委員
- 庄司(秀)委員、山本委員

欠席委員（1人）

- 庄司(俊)委員

事務局

健康福祉局長、健康福祉局次長、保険高齢部長、保険年金課長、同課主幹兼徴収対策室長、同課保険係長

青葉区保険年金課長、宮城総合支所保険年金課長、宮城野区保険年金課長、若林区保険年金課長、太白区保険年金課長、秋保総合支所保健福祉課長、泉区保険年金課長

《署名委員》

佐藤委員、青沼委員

《会議経過》

○ 健康福祉局長挨拶

○ 新委員報告

○ 欠席者報告

○ 会長の柿沼委員により議事進行

○ 署名委員の指名

○ (1) 協議事項

【会長】

協議事項①の「平成 28 年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）」について事務局から説明願います。

【課長】

(別紙資料に基づき説明)

【会長】

ただいま説明がありました件について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

ご意見、ご質問等がなければ、「平成 28 年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）」については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしとのことでございますので、原案のとおり承認いたします。

次に、協議事項②の「平成 29 年度仙台市国民健康保険事業運営計画（案）」について、事務局から説明願います。

【課長】

(別紙資料に基づき説明)

【会長】

ただいま説明がありました件について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

ご意見、ご質問等がないようですので、「平成 29 年度仙台市国民健康保険事業運営計画(案)」につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしとのことですので、原案のとおり承認いたします。

続きまして、協議事項③の「平成 29 年度仙台市国民健康保険事業特別会計予算(案)」について、事務局から説明願います。

【課長】

(別紙資料に基づき説明)

【会長】

ただいま説明がありました件につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

【渡辺委員】

外国人の国保加入の状況について質問いたします。

平成 24 年 7 月から、外国人の国民健康保険の加入要件が緩和され、3 ヶ月以上日本に在留する場合は加入することになりましたが、現在の仙台市国保の外国人の加入状況について、ご説明をいただきたいと思えます。

【課長】

ただいまお話しがございましたとおり、平成 24 年の 7 月までは、概ね 1 年以上日本に在留する方が、国民健康保険に加入するという制度でございましたが、平成 24 年 7 月以降は、永住者ですとか、留学を目的に 3 ヶ月を超えて在留するというような在留資格を持つ方が、国民健康保険に加入をするという制度に変わってございます。外国人の加入状況については、直近の状況で申し上げますと、仙台市国保の被保険者の方のうち外国人の方は約 3.3%、7,300 人ほどの加入がございます。

【渡辺委員】

結構な人数だと思います。この中で高額医療の状況はどうなっていますか。

【課長】

平成 27 年度におきまして、年間で 30 万円以上の医療費がかかっていらっしゃる方は、仙台市国保全体で 43,600 件ほど、そのうち外国人の方は 325 件ということで、割合にいたしますと 0.7%ほどでございました。

【渡辺委員】

緩和されたことは結構なことだと思います。医療や観光目的での入国者などは加入でき

ない条件になっていますが、これは当然のことだと思います。

一方、国保制度を悪用している外国人がでてきているという報道もございます。厚生労働省もその辺りのことを掴んで調査に入るといようなことも聞いておりますが、極めて脆弱な財政状況の仙台市国保でございますので、保険者たる仙台市としても、適切な運用がされるように常に注意を払う責任があると思っております。そのような点から伺いますが、国保制度を悪用している外国人が急増している、留学と偽り入国して日本の医療保険制度を悪用しているということに対して、保険者としてどのような認識をお持ちなのか。また、無いことを祈りますが、本市でそのようなケースがあるのかをお聞かせをいただきたいと思っております。

【課長】

本市におきまして、そのようなケースはないと確認しておりますが、そのような懸念があるというのもご指摘のとおりだと思います。

国民健康保険は、在留資格そのものが加入の要件となっておりまして、医療、観光を目的に滞在される方は国保の加入資格が無く、その他、留学といった目的で在留資格を有している方が国民健康保険に加入するものとなっております。

適法な形で在留資格を取得して国内に居住をされている方に対しましては、保険者として給付をする必要がございますが、ご指摘のような懸念もございますので、給付に際しては慎重に審査していく必要があると考えてございます。また、そもそもの在留資格の審査の厳格化につきましても、他の政令市と課題認識を共有いたしまして、国に伝えてまいりたいと考えているところでございます。

【会長】

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

なければ、「平成29年度仙台市国民健康保険事業特別会計予算（案）」については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしとのことでございますので、原案のとおり承認いたします。

続きまして、「仙台市国民健康保険条例の一部改正（案）」及び「平成29年度における国民健康保険制度の主な改正（案）」について、事務局からご説明願います。

【課長】

（別紙資料に基づき説明）

【会長】

ただいま、ご説明のありました件について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

ご意見、ご質問等がないようでございますので、「仙台市国民健康保険条例の一部改正（案）」「平成 29 年度における国民健康保険制度の主な改正（案）」については、以上といたします。

○（2）報告事項

【会長】

続きまして、報告事項の「国民健康保険の都道府県単位化」について説明願います。

【課長】

（別紙資料に基づき説明）

【会長】

ただいま、都道府県の単位化について、現況の報告がございました。確認をしておきたいことがございましたら、ご発言願います。

【青沼委員】

市町村ごとに保険料率が違うというのは、国からそうする様示されているということなのでしょうか。

【課長】

国からその様に指示されているということではございません。現状ですと、各市町村で必要な医療費の金額が異なっており、また、国からの支出金についても、画一的な算定方法だけではなく、市町村の状況に応じて入ってくるものもございます。そういったものを全て勘案して、給付を賄うために保険料としていくらご負担をいただく必要があるのかを各市町村で決めているところでございます。平成 30 年度以降は、国からの財政支援につきましても一部変わることになります。県に直接入るものもございますし、市町村に直接入るものもございますので、そういったところも含めて、保険料を決める際の考え方は若干変わってまいります。各市町村が保険料率を決めるということに変わりはありません。

【青沼委員】

都道府県単位化ということですから、県内を平均して一律の保険料率にするという考えは全くないのでしょうか。

【課長】

もちろん、都道府県化に合わせて保険料の水準を全て統一することも選択肢の一つでございます。医療の提供体制ですとか、医療費の水準といったものが全く変わらないという条件のもとであれば、そのようなことも可能であろうということで、そのような方向性で検討している都道府県も、少ないですがあると伺ってございます。ただ、現在は、各市町

村の所得水準、医療費の水準に違いがございますので、平成30年度から一気に統一ということになりますと、変動が大きいのではないかとというような懸念もございます。そのため、平成30年度にすぐに統一するというのは難しいのではないかと現時点では考えてございますが、今回の制度改正の目的として、ご指摘がございましたとおり、同じ負担で同じ給付を受けるということがございますので、将来的な保険料水準の統一ということを模索をしていくということになってございます。

【会長】

他にございませんでしょうか。

【木村委員】

特別会計の財政状況は、ギリギリでやっているところと、そこまでではないところがあって、各市町村でバラつきが大きいと思いますが、特別会計の財政状況は、都道府県への納付金を算定するとき考慮されるのですか。

【課長】

都道府県への納付金につきましては、特別会計の状況というよりも、医療給付費が県内全体に対してどれくらいになるのかというようなことで配分がなされますが、それを納めるための保険料水準については、各市町村の特別会計の状況によって異なっております。市町村によっては、財政状況がかなり厳しいところもあれば、特別会計の若干余裕のある部分を活用して保険料の水準を抑えているというようなところもございます。その点については、平成30年度からの制度改正に合わせて拡充される国の財政支援を充て込むことで、基本的に赤字といったものは解消されるという前提で考えていくことになってございます。現在、市町村で保有している基金等については、引き続き、それぞれの市町村が保有することになってございますし、また、今現在、収支、運営が厳しいというところにつきましては、約3,400億円の国からの財政支援により、収支の改善が図られることとなっております。

【木村委員】

私が懸念しているのは、都道府県が余裕がある各市町村に対して、納付金をもっとたくさん出してください、というようなことまで口出しをしませんかということです。

【課長】

納付金の配分に加味されるのは、あくまでも県内全体の医療費の総額ですとか、それぞれの市町村の所得の水準、被保険者数の数といったものですので、特別会計の財政的な余裕によって追加の負担を求められることはないと考えてございます。

【会長】

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

無いようでございますので、「国民健康保険の都道府県単位化」については以上といたします。

私から、委員の皆さんにお諮りをさせていただきたいと思います。3月に県から都道府県化についての運営方針の素案が示された後、4月に市町村に対して意見聴取がなされるということでしたが、私ども運営協議会としても、素案が出た段階で当局よりご説明をいただき、意見等を当局に申し上げ、県全体の会議において、その意向、意見を反映させていただくよう進めていただいております。皆様方からご賛同いただければ、当局にそのように申し入れをしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、素案が出ました段階で、当協議会で、当局より皆様にご説明をいただいて、皆様のお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのように取り諮らせていただきたいと思います。

○ (3) その他

【会長】

本日の議題は以上となりますが、他に何かございましたらお願いいたします。

【渡辺委員】

災害特例対応に関する件について確認させてください。東日本大震災の被災者に対する国保一部負担金免除が平成27年度に打ち切りになりました。その時の一部負担金免除の対象の方8,400人余りについては、その後、大丈夫かということで、議会でも議論になりましたし、この運営協議会でも確認をしたことがございます。今現在、お困りになっている方がいらっしゃることを願うわけですが、どのような状況になっているのか、報告をいただきたいと思います。

【課長】

昨年3月末の一部負担金免除終了の際には、その時点で対象であった8,500名弱の方、皆様それぞれに終了のお知らせをいたしております。また、その際に、自己負担額の限度額が低く抑えられる高額療養費の制度、所得の低い方を対象といたしました保険料の7割、5割、2割の軽減といった国民健康保険の制度についてお知らせいたしまして、詳細についてはご相談をくださいということで全ての方にご案内を差し上げたところでございます。その後は、月数件程度、ご相談、お問い合わせをいただきまして、その際は、このような国民健康保険制度の内容につきまして、丁寧にご説明を申し上げ、ご理解をいただいたところでございますが、なかには困難なご事情をお抱えの方という方もいらっしゃいました。

ので、生活保護ですとか、その他の福祉制度の方にお繋ぎをしたというようなことで対応を続けてきたところでございます。

また、体調面等々で配慮を要する方につきましては、現在も専門職である区役所の保健師が、個別、定期的に訪問をいたしまして、健康支援ですとか、生活の状況の確認ということも行いながら、対応を続けているところでございます。

【渡辺委員】

私の父親、母親の年代の方達は、我慢強い方達が多くて、自分から申告をすることを躊躇する傾向があるように思います。保健師が個別に対応して保健師の視点で見られていると理解しましたが、是非、一人ひとり丁寧に対応して、適切な医療を必要なときに受けられるようお願いをしたいと思いますので、要望しておきます。

【会長】

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

事務局からは何かございませんか。

【課長】

先程、会長からお話しがございましたとおり、都道府県単位化の運営方針の素案について、3月頃に一定の取りまとめが行われるということで今後進んでまいります。例年ですと、当協議会の次回の開催は8月となりますが、先程の会長の話もございましたので、会長とご相談をさせていただきながら、次回の開催につきましては、8月よりも前に、臨時で開催することも予定をしておりますので、また改めて日程のご連絡を差し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。


【会長】

それではよろしくお取り諮らいのほどをお願いいたします。

それでは以上をもちまして本日の運営協議会を閉会といたします。委員の皆様にはご協力ありがとうございました。

平成 29年 3月 27日

会長

柿沼敏一 

署名委員

佐藤太一 

署名委員

青沼清一 